

6 周産期医療体制充実のための母子保健対策との連動

周産期医療体制の課題が注目される中、依然としてお産の安全神話は根強く、健全な母体づくりや日常生活行動の見直しよりも、医療体制への期待が大きくなっています。しかし、万全な医療体制を構築しても、ハイリスクな妊娠、出産の予防対策を同時に進行していかなければ、周産期医療の課題の解消にはつながりません。このため、県では、23年度より思春期から更年期までの生涯を通じた女性の健康支援を目的として、女性健康支援センターを設置しました。思春期にある子どもたちが自身の身体を正しく理解し管理するための健康教育等を実施し知識の普及啓発に努めています。そして妊娠した場合に、早期に気づき、適切な時期に妊婦健康診査が受診できるよう引き続き体制づくりに努めていきます。

(1) 将来の安全な妊娠・出産に向けての思春期保健対策の充実

思春期保健対策の課題は、人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用の増加等の問題や心身症、不登校、引きこもりなど心の問題も深刻化し社会問題化しています。これらの課題のうち、母子保健対策においては、将来の安全な妊娠・出産のために重要な健康課題に着目し、子どもたちの健全な父性・母性の育成、安全な妊娠に必要な健康な体づくり、生(=性)に関する自らの行動を考え決定できる人づくりを目指した対策の推進に努めていきます。

(2) 生涯を通じた女性の健康支援(妊娠等女性の健康に関する相談体制の整備)

女性は、妊娠機能を有する等特異な身体的特徴による様々な健康上の悩みを抱えます。特に妊娠による体調の変化は大きく、思いがけない妊娠をした場合には、誰にも相談することができず不安なまま分娩を迎えてしまうこともあります。母子保健事業報告年報によると、平成23年度に分娩後の妊娠届出を受理した件数は14件ありました。妊婦健康診査が未受診である妊婦は健康状態が分からないまま分娩を迎えるため、分娩の受入れが可能な医療機関が極端に限定されることや、母子ともに大変危険な分娩経過を辿ることもありえます。

このような状態となる背景には、思いがけない妊娠で悩むうちに分娩時期を迎えてしまう場合や、経済的な問題により医療機関を受診することができなかったケースが見受けられます。

県では、そのような妊娠・出産等に悩む女性が、悩みを一人で抱えることがないように、平成23年度より県内7保健所に女性健康支援センターを開設し、女性特有の悩みを抱える方への相談に対応しています。女性健康支援センターで対応する職員等を対象に、資質向上のための研修会の開催や、関係機関との連携会議の場を設け、地域での連携の強化にも努めていきます。

(3) 適切な時期における母子健康手帳交付

国が定める国民運動「健やか親子21」では、妊娠11週までに妊娠届けを行うことを推奨しています。平成22年度の県の妊娠週数別妊娠届出数のうち、妊娠満11週以内に届出されたものは87.7%でした。(表2-31)。

妊娠初期は女性の体に様々な変調をきたすため、出産までの適切な健康管理が欠かせません。このため、妊娠に気がついたら、早めに母子健康手帳の交付を受け、妊婦が自ら母子健康手帳を活用した妊娠状態の適切な把握に務めることが大切です。母子健康手帳の交付は市町村窓口で行

っており、市町村独自に早期妊娠届けの勧奨に係る対策が実施されているところです。県においても、リーフレットを活用した普及啓発、県ホームページでの関連情報の掲載、保健所ごとの普及啓発事業に努めていきます。

表2-31 県妊娠週数別妊娠届出件数

	妊娠届出数	妊娠届けを行った妊娠週数（件）						妊娠週数別割合（％）				
		満11週以内	満12～19週	満20～27週	満28週以降	分娩後	不詳	満11週以内	満12～27週	満28週以降	分娩後	不詳
H20	14,745	11,230	3,251	162	86	-	16	76.2	23.1	0.6	-	0.1
H21	14,147	11,562	2,332	135	99	-	19	81.7	16.5	1	-	0.1
H22	14,497	12,713	1,551	116	66	14	37	87.7	11.5	0.5	0.1	0.3

（４） 妊婦健康診査

妊婦健康診査は、妊娠から出産まで母体と胎児の健康状態を管理し、単に病気の有無を健診するのみではなく、医師、助産師等に妊娠、出産、育児に関する不安を相談し、安心して妊娠期間中を過ごすための大切な機会となります。厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「妊婦健康診査の実施について」（平成21年2月27日付雇児母発第0227001号）によれば、妊娠中に必要な健診回数は14回程度とされ、妊娠初期から妊娠満23週までは4週間に1回、妊娠満24週から35週までは2週間に1回、妊娠満36週以降は1週間に1回の頻度で健診を受けることが基本的なスケジュールとされています。最近では、妊婦の高年齢化を考慮した健診内容の充実や、経済的な理由により健診が受けられない方がないように健診体制を充実させている市町村がほとんどです。県でも、各市町村において、妊婦一人当たり14回の妊婦健康診査費公費負担が円滑に行えるよう努めています（表2-32）。

表2-32 妊婦健康診査公費負担状況

区分	公費負担回数市町村平均		妊婦一人当たりの公費負担額（市町村平均）	
	全国	県	全国	県
平成20年度	5.5回	5.4回	-	35,696円
平成21年度	13.96回	14回	85,795円	78,707円
平成22年度	14.04回	14回	90,948円	102,757円
平成23年度	14.01回	14回	94,581円	108,145円

（データ：厚生労働省調査）

(5) 先天性代謝異常検査事業の実施

先天性代謝異常等は、異常に気づかず放置すると、知的障害や乳幼児突然死等を引き起こす可能性があります。新生児の段階でマス・スクリーニング検査を実施することで、異常の早期発見、早期治療につなげることができるため、障害等の発現の防止を図ることを目的に、先天性代謝異常等検査事業を実施しています。

先天性代謝異常等のスクリーニング方法については、国の研究事業により「タンデムマス法」という新しい検査技術の有効性が確認されたため、1回の検査で20種類以上の病気の検査が可能となりました。岐阜県においても平成24年度よりタンデムマス法を導入し、従来の6疾患より19疾患に拡充し事業を進めています。

また岐阜県先天性代謝異常等診療コンサルテーションネットワークを構築し、患児のフォロー体制の充実を図るとともに、検討会を立ち上げ事業体制の精度について検証していきます。

(6) 新生児聴覚検査支援事業の実施

子どもの成長発達に大切な「聞こえ」の状況を新生児期から確かめ、できるだけ早い段階で適切な支援に繋げることができるよう、新生児聴覚検査支援事業を実施しています。本事業は、検査の精度管理、支援・療育体制等のネットワーク整備及び聴覚検査等に関する普及啓発を目的としています。

引き続き、検査体制の維持につとめるとともに、市町村での母子健康手帳交付時等において妊娠期から、言葉の発達には耳の聞こえが大切であること及び聴覚検査の重要性を説明し普及啓発を行っていきます。

(7) 子どもの心の問題に対応するためのネットワーク事業の実施

不登校・いじめ・発達障害等による二次的な情緒不安等多様化する子どもの心の健康問題に対応するため、地域における「子どもの心」の健康に関する専門家の養成を促進し、これを中核とした子どもの心の健康にかかる診療・支援体制の整備を図ることを目的に、平成23年度より事業を開始しました。

県内の小児科・精神科医師等を中心に、平成24～25年度の2年間にわたり専門研修への派遣を行うとともに、検討会を開催し、県内でのネットワーク体制の在り方について今後検討していきます。

7 県民への普及啓発

県では、県民の皆様にも周産期医療の現状を理解していただくため、県のホームページに岐阜県周産期医療ネットワーク体制の紹介等を掲載しています。引き続き周産期医療体制について御理解いただくためホームページ等を活用しながら県民の皆様への情報提供に努めていきます。